

# 人権だより

市川市立第三中学校  
令和8年1月21日発行  
(第9号)

考え方 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

## いじめとSNS

最近のニュースで、栃木県内の県立高校で男子高校生が暴行を受ける様子を撮影した動画がSNSで拡散したニュースを知っている人は多いと思います。いじめについてはこの「人権だより」でも折に触れて取り上げていますが、今回はいじめとSNSについて書かれた一節を紹介したいと思います。

会社の不正やセクハラ問題など、SNSを使った告発が広く行われるようになりました。（中略）

しかし、SNSを使った告発は、被害者の特定と拡散、加害者への過剰な私刑、さらには当事者の一方の主張だけが先行し、事実関係が歪んで伝わることによる誹謗中傷といった二次被害を生みやすい問題も抱えています。

いじめ問題そのものは解決するかもしれません、他に大きな問題を残すのがSNSでの告発です。こうした二次被害を生み出さないためにも、学校や行政は“相談”から“解決”へとつながる仕組みを急いで作る必要があると言えます。

私刑…個人や集団が法に代わって行う私的な制裁。一般的にはリンチとも言う。

このいじめのニュースは様々なところで伝えられ、大きな波紋を及ぼしています。様々な見方や側面があると思いますが、上に書かれているような二次被害につながりやすいという問題も抱えています。また、「ネット私刑」（=インターネット上の私刑）の例は調べるとたくさん出でますが、法治国家である日本では、一般市民が人を制裁することは法律上認められていません。皆さんはどのように考えますか？

法務省のホームページでは人権擁護局より「啓発活動強調事項」として、人権に関する具体的な課題が毎年周知されています。その中に、(12)「インターネット上の個人情報をなくそう」という項目があります。その中に、「責任ある情報発信を行うためには、個人の名前やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。」と書かれていることも私たちの人権課題として常に意識しておきたい点です。

## LINE じんけん相談

学校生活で何か困ったことがあった場合に、おうちの人、学校の先生などに話を聞いてもらうと気持ちが晴れることが多いと思いますが、なかなか相談しづらいということがあれば、ぜひ利用してほしいのがLINE じんけん相談です。スマートフォンやパソコンを使って簡単に相談することができます。以下、法務省のホームページの情報を載せておきますので、困ったときに使ってみてください。

### LINE じんけん相談って？

学校でいじめにあっている、先生から暴言を言われたり、暴力を振るわれる、家の人にはいやなことをされる、SNSにいやなことを書かれるなど、誰にも相談できず、ひとりで悩んでいることはありませんか？そんなときは、LINE じんけん相談（チャット形式による相談）を利用して相談してください。国の機関の職員（法務局の職員）や、いじめなどの人権問題に詳しい人権擁護委員が相談に応じます。相談のひみつは守りますので、安心して相談してください。



「まわりでこんなことで困っている子がいるよ」といった相談でも大丈夫です。

### 受付時間は？

月曜日から金曜日 朝8時30分から夕方5時15分まで

### 相談にあたっての注意事項（相談する前に必ず読んでください）

- ・国の機関の職員である法務局の職員と、いじめなどの人権問題に詳しい人権擁護委員があなたの悩みについて一緒に考えますので、安心して相談してください。
- ・相談内容のひみつは守ります。あなたの希望や同意がない限り、相談内容や相談があつたことを誰かに伝えることはありません。ただし、あなたの身体や命に危険があると判断

したときなど、緊急の場合は、警察や学校、関係機関などに連絡して、あなたの安全を

確保する場合があります。

・相談内容は、誰の相談かわからないよう個人情報を消して、相談をよりよいものにするための検証に利用する場合があります。

## どうやって相談するの？

以下のアカウント名、検索IDから公式アカウント「法務局LINE相談」を友だち追加して、相談してください。

相談内容を入力する前に「相談を開始する」をタップしてください。

アカウント名：「法務局LINE相談」 検索ID：「@linejinkensoudan」

## 子どもの人権問題に関するそのほかの人権相談窓口

国の人権問題に詳しい人権擁護委員がお話を聞いて一緒に考えますので、安心して相談してください。



【全国共通：通話料無料】

子どもの人権110番（0120-007110）

学校におけるいじめなど、子どもの人権問題専用の相談電話です。

受付時間：月曜日から金曜日 朝8時30分から夕方5時15分まで

（法務省ホームページより）